

赤字：設備、運用又は体制等の相違点  
 緑字：記載表現、設備名称等の相違（実質的な相違なし）  
 黄色：前回提出時からの変更箇所

先行審査プラントの記載との比較表（VI-1-10-1 設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書）

大飯発電所第3号機（緊急時対策所）（2020/4/30版）	柏崎刈羽原子力発電所第7号機（2020/9/25版）	女川原子力発電所第2号機	備考
		VI-1-10-1 設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書	工認資料構成の相違 （以下、章番号や図表番号等の相違については、差異理由の記載を省略）

赤字：設備、運用又は体制等の相違点  
 緑字：記載表現、設備名称等の相違（実質的な相違なし）  
 黄色：前回提出時からの変更箇所

先行審査プラントの記載との比較表（VI-1-10-1 設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書）

大飯発電所第3号機（緊急時対策所）（2020/4/30版）	柏崎刈羽原子力発電所第7号機（2020/9/25版）	女川原子力発電所第2号機	備考
		<p>1. 概要</p> <p>本資料は、設計及び工事の計画（以下「設工認」という。）の「設計及び工事に係る品質マネジメントシステム」（以下「設工認品質管理計画」という。）に基づき、設計に係る品質管理の方法により行った管理の実績又は行おうとしている管理の計画、並びに工事及び検査に係る品質管理の方法、組織等についての具体的な計画を記載する。</p>	<p>記載方針の相違          （本資料は、「IV 設計及び工事に係る品質マネジメントシステム」に基づき記載していることから、「IV」で記載している定義については再掲しない等の記載方針としている。）</p>
		<p>2. 基本方針</p> <p>本資料では、設工認における、「設計に係る品質管理の方法により行った管理の実績又は行おうとしている管理の計画」及び「工事及び検査に係る品質管理の方法、組織等についての具体的な計画」を、以下のとおり説明する。</p>	<p>記載表現の相違</p>
		<p>(1) 設計に係る品質管理の方法により行った管理の実績又は行おうとしている管理の計画</p> <p>「設計に係る品質管理の方法により行った管理の実績又は行おうとしている管理の計画」として、以下に示す2つの段階を経て実施した設計の管理の方法を「3. 設計及び工事の計画における設計、工事及び検査に係る品質管理の方法等」に記載する。</p> <p>具体的には、組織について「3.1 設計、工事及び検査に係る組織（組織内外の相互関係及び情報伝達含む）」に、実施する各段階について「3.2 設工認における設計、工事及び検査の各段階とそのレビュー」に、品質管理の方法について「3.3 設計に係る品質管理の方法」に、調達管理の方法について「3.6 設工認における調達管理の方法」に、文書管理、識別管理、トレーサビリティについて「3.7 記録、識別管理、トレーサビリティ」に、不適合管理の方法について「3.8 不適合管理」に記載する。</p> <p>また、これらの方法により行った管理の具体的な実績を、様式-1「設工認に係る設計の実績、工事及び検査の計画（例）」（以下「様式-1」という。）に取りまとめる。</p> <p>a. 実用炉規則別表第二対象設備のうち、設工認対象設備に対する技術基準規則の条文ごとの基本設計方針の作成</p>	<p>記載表現の相違          記載表現の相違          記載表現の相違          （「IV」の項目名に合わせた表現としている。）          記載表現の相違          （「保安規定品質マネジメントシステム計画」の表現に合わせている。以下同様）          記載表現の相違          記載方針の相違          記載方針の相違          （「IV」にて定義している</p>

赤字：設備、運用又は体制等の相違点  
 緑字：記載表現、設備名称等の相違（実質的な相違なし）  
 黄色：前回提出時からの変更箇所

先行審査プラントの記載との比較表（VI-1-10-1 設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書）

大飯発電所第3号機（緊急時対策所）（2020/4/30版）	柏崎刈羽原子力発電所第7号機（2020/9/25版）	女川原子力発電所第2号機	備考
		<p>b. 前項a. で作成した条文ごとの基本設計方針を基に、実用炉規則の別表第二に示された事項に対して必要な設計を含む技術基準規則等への適合に必要な設備の設計（作成した条文ごとの基本設計方針に対し、工事を継続又は完了している設備の設計実績等を用いた技術基準規則等への適合に必要な設備の設計を含む。）</p> <p>これらの設計に係る記載事項には、設計の要求事項として明確にしている事項及びそのレビューに関する事項、設計の体制として組織内外の相互関係、設計・開発の各段階におけるレビュー等に関する事項並びに外部の者との情報伝達に関する事項等を含めて記載する。</p>	<p>語句は説明を再掲しないこととしている。以下同様）        記載表現の相違</p> <p>記載表現の相違</p>
		<p>(2) 工事及び検査に係る品質管理の方法、組織等についての具体的な計画</p> <p>「工事及び検査に係る品質管理の方法、組織等についての具体的な計画」として、設工認申請（届出）時点で設置されている設備、工事を継続又は完了している設備を含めた設工認対象設備の工事及び検査に係る品質管理の方法を「3. 設計及び工事の計画における設計、工事及び検査に係る品質管理の方法等」に記載する。</p> <p>具体的には、組織について「3.1 設計、工事及び検査に係る組織（組織内外の相互関係及び情報伝達含む）」に、実施する各段階について「3.2 設工認における設計、工事及び検査の各段階とそのレビュー」に、品質管理の方法について「3.4 工事に係る品質管理の方法」及び「3.5 使用前事業者検査の方法」に、調達管理の方法について「3.6 設工認における調達管理の方法」に、文書管理、識別管理、トレーサビリティについて「3.7 記録、識別管理、トレーサビリティ」に、不適合管理の方法について「3.8 不適合管理」に記載する。</p> <p>また、これらの工事及び検査に係る品質管理の方法、組織等についての具体的な計画を、様式-1に取りまとめる。</p> <p>工事及び検査に係る記載事項には、工事及び検査に係る要求事項として明確にする事項及びそのレビューに関する事項、工事及び検査の体制として組織内外の相互関係（使用前事業者検査の独立性、</p>	<p>記載表現の相違</p> <p>記載方針の相違</p> <p>記載表現の相違</p>

赤字：設備、運用又は体制等の相違点  
 緑字：記載表現、設備名称等の相違（実質的な相違なし）  
 黄色：前回提出時からの変更箇所

先行審査プラントの記載との比較表（VI-1-10-1 設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書）

大飯発電所第3号機（緊急時対策所）（2020/4/30版）	柏崎刈羽原子力発電所第7号機（2020/9/25版）	女川原子力発電所第2号機	備考
		<p>資源管理及び物品の状態保持に関する事項を含む。), 工事及び検査に必要なプロセスを踏まえた全体の工程及び各段階における監視測定, 妥当性確認及び検査等に関する事項（記録, 識別管理, トレーサビリティ等に関する事項を含む。）並びに組織の外部の者との情報伝達に関する事項等を含めて記載する。</p>	
		<p>(3) 設工認対象設備の施設管理          適合性確認対象設備は, 必要な機能・性能を発揮できる状態に維持されていることが不可欠であり, その維持の管理の方法について「4. 適合性確認対象設備の施設管理」で記載する。</p>	<p>記載方針の相違</p>
		<p>(4) 設工認で記載する設計, 工事及び検査以外の品質保証活動          設工認に必要な設計, 工事及び検査は, 設工認品質管理計画に基づく品質マネジメントシステム体制の下で実施するため, 上記以外の, 責任と権限（保安規定品質マネジメントシステム計画「5. 経営責任者等の責任」）, 原子力安全の重視（保安規定品質マネジメントシステム計画「5.2 原子力の安全の確保の重視」）, 必要な要員の力量管理を含む資源の管理（保安規定品質マネジメントシステム計画「6. 資源の管理」）及び不適合管理を含む評価及び改善（保安規定品質マネジメントシステム計画「8. 評価及び改善」）については, 保安規定品質マネジメントシステム計画に従った管理を実施する。          また, 当社の品質保証活動は, 健全な安全文化を育成及び維持するための活動と一体となった活動を実施している。</p>	<p>記載表現の相違          記載方針の相違          （保安規定品質マネジメントシステム計画における関連項目名を追記）          記載表現の相違          記載方針の相違          （本記載は, 法令改正前認可プラントに記載されていた内容であり, 法令改正を踏まえ, 過去の活動に関する記載はしないこととしている。）</p>
		<p>3. 設計及び工事の計画における設計, 工事及び検査に係る品質管理の方法等          設工認における設計, 工事及び検査に係る品質管理は, 保安規定品質マネジメントシステム計画として記載している品質マネジメントシステムに基づき実施する。</p>	<p>記載表現の相違</p>

赤字：設備，運用又は体制等の相違点  
 緑字：記載表現，設備名称等の相違（実質的な相違なし）  
 黄色：前回提出時からの変更箇所

先行審査プラントの記載との比較表（VI-1-10-1 設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書）

大飯発電所第3号機（緊急時対策所）（2020/4/30版）	柏崎刈羽原子力発電所第7号機（2020/9/25版）	女川原子力発電所第2号機	備考
<p>以下に，設計，工事及び検査，調達管理等のプロセスを示す。</p>			<p>申請内容の相違            （特定重大事故等対処施設に関する設置変更許可申請については，未申請のため。）</p> <p>記載表現の相違</p>
<p>3.1 設計，工事及び検査に係る組織（組織内外の相互関係及び情報伝達含む）            設工認に基づく設計，工事及び検査は，図3.1-1に示す本店組織及び発電所組織に係る体制で実施する。            また，設計（「3.3 設計に係る品質管理の方法」），工事（「3.4 工事に係る品質管理の方法」），検査（「3.5 使用前事業者検査の方法」）並びに調達（「3.6 設工認における調達管理の方法」）の各プロセスを主管する箇所を表3.1-1に示す。            表3.1-1に示す各プロセスを主管する箇所の長は，担当する設備に関する設計，工事及び検査，調達について，責任及び権限を持つ。             各主任技術者は，それぞれの職務に応じた監督を行うとともに，相互の職務について適宜情報提供を行い，意思疎通を図る。             設計から工事及び検査への設計結果の伝達，当社から供給者への情報伝達等，組織内外や組織間の情報伝達については，設工認に従い確実に実施する。</p>			<p>組織名称の相違</p> <p>記載方針の相違</p> <p>記載表現の相違</p> <p>記載表現の相違</p>

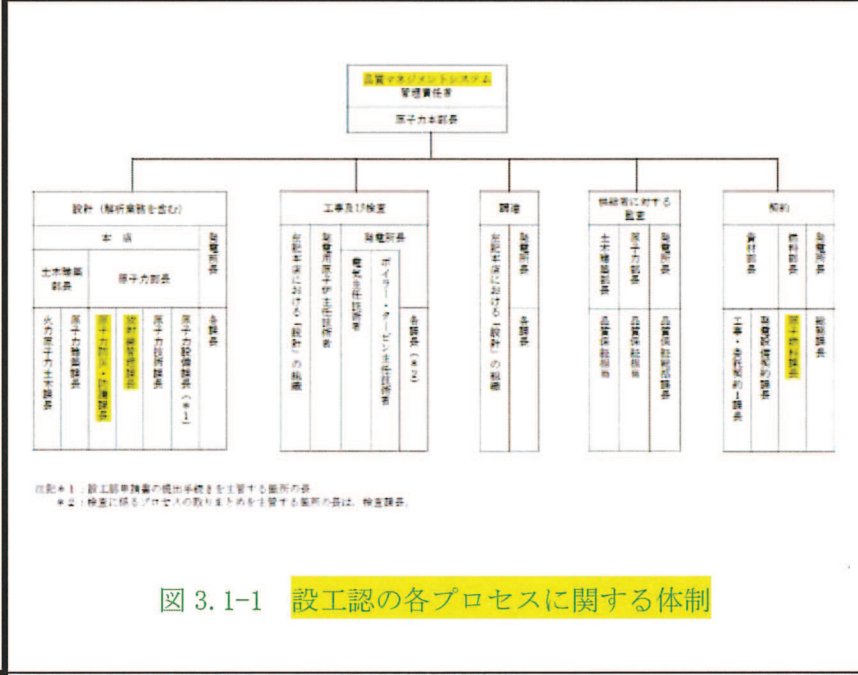
赤字：設備、運用又は体制等の相違点  
 緑字：記載表現、設備名称等の相違（実質的な相違なし）  
 黄色：前回提出時からの変更箇所

先行審査プラントの記載との比較表（VI-1-10-1 設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書）

大飯発電所第3号機（緊急時対策所）（2020/4/30版）	柏崎刈羽原子力発電所第7号機（2020/9/25版）	女川原子力発電所第2号機	備考
		<p>3.1.1 設計に係る組織</p> <p>設工認に基づく設計は、表3.1-1に示す主管箇所のうち、「3.3 設計に係る品質管理の方法」に係る箇所が設計を主管する箇所として実施する。</p> <p>この設計に必要な資料の作成を行うため、図3.1-1に示す体制を定めて設計に係る活動を実施する。</p> <p>なお、本設工認に係る設計の対象は広範囲に及ぶことから、全体責任者の責任の下に、設計に必要な資料の作成を行うため、図3.1-2に示す設工認対応チームの体制を定めて設計に係る活動を実施する。</p> <p>設工認対応チームの各チームが作成した設工認申請書を構成する各個別図書については、これらを作成した各チームにおいて審査し、図3.1-1に示す設計を主管する箇所において承認する体制とする。</p> <p>また、設工認に基づき実施した施設ごとの具体的な体制について、設工認に示す設計の段階ごとに様式-1に取りまとめる。</p>	<p>記載表現の相違</p> <p>記載方針の相違          （法令改正を踏まえた本資料の位置づけを考慮し、プラントに関わる基本的なプロセスに関する体制についてまず言及し、その後、なお書きとして「本設工認」特有の内容を記載している。）</p> <p>記載方針の相違</p>
		<p>3.1.2 工事及び検査に係る組織</p> <p>設工認に基づく工事は、表3.1-1に示す主管箇所のうち、「3.4 工事に係る品質管理の方法」に係る箇所が工事を主管する箇所として実施する。</p> <p>設工認に基づく検査は、表3.1-1に示す主管箇所のうち、「3.5 使用前事業者検査の方法」に係る箇所が検査を担当する箇所として実施する。</p> <p>また、設工認に基づき実施する施設ごとの具体的な体制について、設工認に示す工事及び検査の段階ごとに様式-1に取りまとめる。</p>	<p>記載方針の相違          （工事と検査を分けて記載）</p> <p>記載表現の相違          記載方針の相違</p>
		<p>3.1.3 調達に係る組織</p> <p>設工認に基づく調達は、表3.1-1に示す本店組織及び発電所組織の調達を主管する箇所を実施する。</p> <p>また、設工認に基づき実施した、あるいは実施する施設ごとの具体的な体制について、設工認に示す設計、工事及び検査の段階ごとに様式-1に取りまとめる。</p>	<p>組織名称の相違</p> <p>記載表現の相違          記載方針の相違</p>

赤字：設備、運用又は体制等の相違点  
 緑字：記載表現、設備名称等の相違（実質的な相違なし）  
 [黄色背景]：前回提出時からの変更箇所

先行審査プラントの記載との比較表 (VI-1-10-1 設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書)

大飯発電所第3号機（緊急時対策所）（2020/4/30版）	柏崎刈羽原子力発電所第7号機（2020/9/25版）	女川原子力発電所第2号機	備考
			<p>記載方針の相違            （設計、工事及び検査に関する組織の説明は、図3.1-1で行っていることから、本形式の体制図は添付していない。）</p>
 <p>図 3.1-1 設工認の各プロセスに関する体制</p>			<p>各社の組織名称の相違</p> <p>記載表現の相違</p>

赤字：設備、運用又は体制等の相違点  
 緑字：記載表現、設備名称等の相違（実質的な相違なし）  
 黄色：前回提出時からの変更箇所

先行審査プラントの記載との比較表（VI-1-10-1 設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書）

大飯発電所第3号機（緊急時対策所）（2020/4/30版）	柏崎刈羽原子力発電所第7号機（2020/9/25版）	女川原子力発電所第2号機	備考								
		<p>図 3.1-2 設計に関する体制（設工認対応チーム）</p>	<p>記載方針の相違          （本設工認特有の、設計プロジェクトチームを特出しして記載）</p>								
		<p>表 3.1-1 各プロセスを主管する箇所</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>プロセス</th> <th>主管箇所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>3.3 設計に係る品質管理の方法</td> <td>本店 原子力部 原子力防災・防護            本店 原子力部 放射線管理            本店 原子力部 原子力技術            本店 原子力部 原子力設備            本店 土木建築部 火力原子力土木            本店 土木建築部 原子力建築            発電所 技術統括部            発電所 環境・燃料部            発電所 保全部            発電所 土木建築部</td> </tr> <tr> <td>3.4 工事に係る品質管理の方法 3.5 使用前事業者検査の方法</td> <td>本店 原子力部 原子力防災・防護            本店 原子力部 放射線管理            本店 原子力部 原子力技術            本店 原子力部 原子力設備            本店 土木建築部 火力原子力土木            本店 土木建築部 原子力建築            発電所 品質保証部            発電所 技術統括部            発電所 環境・燃料部            発電所 保全部            発電所 土木建築部            発電所 発電部</td> </tr> <tr> <td>3.6 設工認における調達管理の方法</td> <td>本店 資材部            本店 燃料部            本店 原子力部 原子力防災・防護            本店 原子力部 放射線管理            本店 原子力部 原子力技術            本店 原子力部 原子力設備            本店 土木建築部 火力原子力土木            本店 土木建築部 原子力建築            発電所 品質保証部            発電所 総務部            発電所 技術統括部            発電所 環境・燃料部            発電所 保全部            発電所 土木建築部            発電所 発電部</td> </tr> </tbody> </table>	プロセス	主管箇所	3.3 設計に係る品質管理の方法	本店 原子力部 原子力防災・防護 本店 原子力部 放射線管理 本店 原子力部 原子力技術 本店 原子力部 原子力設備 本店 土木建築部 火力原子力土木 本店 土木建築部 原子力建築 発電所 技術統括部 発電所 環境・燃料部 発電所 保全部 発電所 土木建築部	3.4 工事に係る品質管理の方法 3.5 使用前事業者検査の方法	本店 原子力部 原子力防災・防護 本店 原子力部 放射線管理 本店 原子力部 原子力技術 本店 原子力部 原子力設備 本店 土木建築部 火力原子力土木 本店 土木建築部 原子力建築 発電所 品質保証部 発電所 技術統括部 発電所 環境・燃料部 発電所 保全部 発電所 土木建築部 発電所 発電部	3.6 設工認における調達管理の方法	本店 資材部 本店 燃料部 本店 原子力部 原子力防災・防護 本店 原子力部 放射線管理 本店 原子力部 原子力技術 本店 原子力部 原子力設備 本店 土木建築部 火力原子力土木 本店 土木建築部 原子力建築 発電所 品質保証部 発電所 総務部 発電所 技術統括部 発電所 環境・燃料部 発電所 保全部 発電所 土木建築部 発電所 発電部	<p>記載表現の相違          各社の組織名称の相違</p>
プロセス	主管箇所										
3.3 設計に係る品質管理の方法	本店 原子力部 原子力防災・防護 本店 原子力部 放射線管理 本店 原子力部 原子力技術 本店 原子力部 原子力設備 本店 土木建築部 火力原子力土木 本店 土木建築部 原子力建築 発電所 技術統括部 発電所 環境・燃料部 発電所 保全部 発電所 土木建築部										
3.4 工事に係る品質管理の方法 3.5 使用前事業者検査の方法	本店 原子力部 原子力防災・防護 本店 原子力部 放射線管理 本店 原子力部 原子力技術 本店 原子力部 原子力設備 本店 土木建築部 火力原子力土木 本店 土木建築部 原子力建築 発電所 品質保証部 発電所 技術統括部 発電所 環境・燃料部 発電所 保全部 発電所 土木建築部 発電所 発電部										
3.6 設工認における調達管理の方法	本店 資材部 本店 燃料部 本店 原子力部 原子力防災・防護 本店 原子力部 放射線管理 本店 原子力部 原子力技術 本店 原子力部 原子力設備 本店 土木建築部 火力原子力土木 本店 土木建築部 原子力建築 発電所 品質保証部 発電所 総務部 発電所 技術統括部 発電所 環境・燃料部 発電所 保全部 発電所 土木建築部 発電所 発電部										



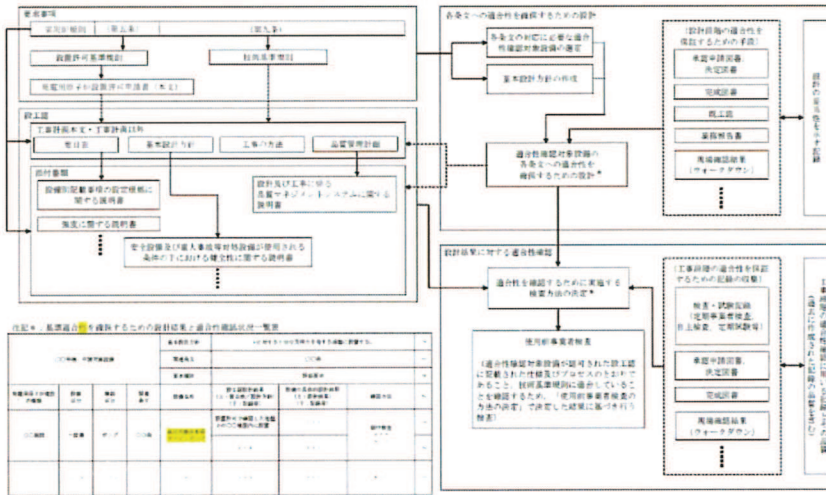
赤字：設備、運用又は体制等の相違点  
 緑字：記載表現、設備名称等の相違（実質的な相違なし）  
 〇：前回提出時からの変更箇所

先行審査プラントの記載との比較表（VI-1-10-1 設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書）

大飯発電所第3号機（緊急時対策所）（2020/4/30版）	柏崎刈羽原子力発電所第7号機（2020/9/25版）	女川原子力発電所第2号機	備考
		<p>3.2 設工認における設計、工事及び検査の各段階とそのレビュー</p> <p>3.2.1 設計及び工事のグレード分けの適用</p> <p>設工認における設計は、設工認申請（届出）時点で設置されている設備を含めた設工認対象設備に対し、表3.2-1に示す「設工認における設計、工事及び検査の各段階」に従って技術基準規則等の要求事項への適合性を確保するために実施する工事の設計である。</p> <p>この設計は、設工認品質管理計画「3.2.1 設計及び工事のグレード分けの適用」（添付1「当社におけるグレード分けの考え方」参照）に示すグレード分けに従い管理を実施する。</p>	<p>記載表現の相違</p> <p>記載位置、表現の相違</p> <p>記載方針の相違          （法令改正を踏まえ、本資料は、プラントに関わる基本的な「設計及び工事に係る品質マネジメントシステム」のプロセスに関して記載することとしており、本設工認について特出しした記載はしないこととしている。）</p>
		<p>3.2.2 設計、工事及び検査の各段階とそのレビュー</p> <p>設工認における設計、工事及び検査の各段階と保安規定品質マネジメントシステム計画との関係を表3.2-1に示す。</p> <p>(1) 実用炉規則別表第二対象設備に対する管理          適合性確認に必要な作業と検査の繋がりを図3.2-1に示す。</p> <p>設計及び工事を主管する箇所の長は、表3.2-1に示す「保安規定品質マネジメントシステム計画の対応項目」ごとのアウトプッ</p>	<p>記載表現の相違</p> <p>記載方針の相違</p> <p>記載方針の相違</p> <p>記載位置の相違</p> <p>記載方針の相違</p> <p>記載表現の相違</p>

赤字：設備、運用又は体制等の相違点  
 緑字：記載表現、設備名称等の相違（実質的な相違なし）  
 〇：前回提出時からの変更箇所

先行審査プラントの記載との比較表（VI-1-10-1 設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書）

大飯発電所第3号機（緊急時対策所）（2020/4/30版）	柏崎刈羽原子力発電所第7号機（2020/9/25版）	女川原子力発電所第2号機	備考
		<p>トに対するレビューを実施する。</p> <p>設計の各段階におけるレビューについては、表3.1-1に示す設計及び工事を主管する箇所の中で当該設備の設計に関する力量を有する専門家を含めて実施するとともに、「原子力QMS 文書管理・記録管理要領」に基づき記録を管理する。</p> <p>設計におけるレビューの対象となる段階を第3.2-1に「*」で明確にする。</p> <p>なお、実用炉規則別表第二対象設備のうち、設工認申請（届出）が不要な工事を行う場合は、設工認品質管理計画のうち、必要な事項を適用して設計、工事及び検査を実施し、認可された設工認に記載された仕様及びプロセスのとおりであること、技術基準規則に適合していることを使用前事業者検査により確認する。</p> <p>(2) 主要な耐圧部の溶接部に対する管理</p> <p>設工認のうち、主要な耐圧部の溶接部に対する必要な検査は、「3.4 工事に係る品質管理の方法」、「3.5 使用前事業者検査の方法」及び「3.6 設工認における調達管理の方法」に示す管理（表3.2-1における「3.4.1 設工認に基づく具体的な設備の設計の実施（設計3）」～「3.6 設工認における調達管理の方法」）のうち、必要な事項を適用して検査を実施し、認可された設工認に記載された仕様及びプロセスのとおりであること、技術基準規則に適合していることを使用前事業者検査により確認する。</p>	<p>記載表現の相違          記載位置の相違          記載方針の相違          社内文書の相違</p> <p>記載方針の相違          記載位置の相違</p> <p>記載方針の相違</p> <p>記載表現の相違          （溶接部の管理（検査）に関連する事項のみを記載）</p>
		 <p>図 3.2-1 適合性確認に必要な作業と検査の繋がり</p>	<p>記載表現の相違</p>

赤字：設備、運用又は体制等の相違点  
 緑字：記載表現、設備名称等の相違（実質的な相違なし）  
 〇：前回提出時からの変更箇所

先行審査プラントの記載との比較表（VI-1-10-1 設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書）

大飯発電所第3号機（緊急時対策所）（2020/4/30版）	柏崎刈羽原子力発電所第7号機（2020/9/25版）	女川原子力発電所第2号機	備考																																																
		<p>表 3.2-1 設工認における設計、工事及び検査の各段階</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>各段階</th> <th>保安規定品質マネジメントシステム計画の対応項目</th> <th>概要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>3.3</td> <td>7.3.1 設計開発計画</td> <td>適合性を確保するために必要な設計を実施するための計画</td> </tr> <tr> <td>3.3.1</td> <td>7.3.2 設計開発に用いる情報</td> <td>設計に必要な技術基準規則等の要求事項の明確化</td> </tr> <tr> <td>3.3.2</td> <td></td> <td>技術基準規則等に対応するための設備・運用の抽出</td> </tr> <tr> <td>3.3.3(1)*</td> <td>7.3.3 設計開発の結果に係る情報</td> <td>要求事項を満足する基本設計方針の作成</td> </tr> <tr> <td>3.3.3(2)*</td> <td>7.3.3 設計開発の結果に係る情報</td> <td>適合性確認対象設備に必要な設計の実施</td> </tr> <tr> <td>3.3.3(3)</td> <td>7.3.5 設計開発の検証</td> <td>基準適合性を確保するための設計の妥当性のチェック</td> </tr> <tr> <td>3.3.4*</td> <td>7.3.7 設計開発の変更の管理</td> <td>設計対象の追加や変更時の対応</td> </tr> <tr> <td>3.4.1*</td> <td>7.3.3 設計開発の結果に係る情報 7.3.5 設計開発の検証</td> <td>設工認を実現するための具体的な設計</td> </tr> <tr> <td>3.4.2</td> <td>—</td> <td>適合性確認対象設備の工事の実施</td> </tr> <tr> <td>3.5.1</td> <td>—</td> <td>適合性確認対象設備が、認可された設工認に記載された仕様及びプロセスのとおりであること、技術基準規則に適合していること</td> </tr> <tr> <td>3.5.2</td> <td>7.3 個別業務に必要プロセスの計画</td> <td>適合性確認対象設備が、認可された設工認に記載された仕様及びプロセスのとおりであることを確認する計画と方法の決定</td> </tr> <tr> <td>3.5.3</td> <td>—</td> <td>使用前事業者検査を実施する際の工程管理</td> </tr> <tr> <td>3.5.4</td> <td>—</td> <td>主要な耐圧部の溶接部に係る使用前事業者検査を実施する際のプロセスの管理</td> </tr> <tr> <td>3.5.5</td> <td>7.3.6 設計開発の妥当性確認 8.2.4 機器等の検査等</td> <td>適合性確認対象設備が、認可された設工認に記載された仕様及びプロセスのとおりであることを確認</td> </tr> <tr> <td>3.6</td> <td>7.4 調査 8.2.4 機器等の検査等</td> <td>適合性確認に必要な、設計、工事及び検査に係る調査管理</td> </tr> </tbody> </table> <p>注記*：「3.2.2 設計、工事及び検査の各段階とそのレビュー」でいう、保安規定品質マネジメントシステム計画の「7.3.4 設計開発レビュー」の対応項目</p>	各段階	保安規定品質マネジメントシステム計画の対応項目	概要	3.3	7.3.1 設計開発計画	適合性を確保するために必要な設計を実施するための計画	3.3.1	7.3.2 設計開発に用いる情報	設計に必要な技術基準規則等の要求事項の明確化	3.3.2		技術基準規則等に対応するための設備・運用の抽出	3.3.3(1)*	7.3.3 設計開発の結果に係る情報	要求事項を満足する基本設計方針の作成	3.3.3(2)*	7.3.3 設計開発の結果に係る情報	適合性確認対象設備に必要な設計の実施	3.3.3(3)	7.3.5 設計開発の検証	基準適合性を確保するための設計の妥当性のチェック	3.3.4*	7.3.7 設計開発の変更の管理	設計対象の追加や変更時の対応	3.4.1*	7.3.3 設計開発の結果に係る情報 7.3.5 設計開発の検証	設工認を実現するための具体的な設計	3.4.2	—	適合性確認対象設備の工事の実施	3.5.1	—	適合性確認対象設備が、認可された設工認に記載された仕様及びプロセスのとおりであること、技術基準規則に適合していること	3.5.2	7.3 個別業務に必要プロセスの計画	適合性確認対象設備が、認可された設工認に記載された仕様及びプロセスのとおりであることを確認する計画と方法の決定	3.5.3	—	使用前事業者検査を実施する際の工程管理	3.5.4	—	主要な耐圧部の溶接部に係る使用前事業者検査を実施する際のプロセスの管理	3.5.5	7.3.6 設計開発の妥当性確認 8.2.4 機器等の検査等	適合性確認対象設備が、認可された設工認に記載された仕様及びプロセスのとおりであることを確認	3.6	7.4 調査 8.2.4 機器等の検査等	適合性確認に必要な、設計、工事及び検査に係る調査管理	<p>記載表現の相違        （女川は現行保安規定の項目名に合わせている。）</p> <p>記載方針の相違        （「使用前事業者検査の計画」を業務の計画として記載、及び「設計開発の妥当性確認」については、「使用前事業者検査の実施」の段階と位置付けて記載）</p> <p>記載表現の相違</p>
各段階	保安規定品質マネジメントシステム計画の対応項目	概要																																																	
3.3	7.3.1 設計開発計画	適合性を確保するために必要な設計を実施するための計画																																																	
3.3.1	7.3.2 設計開発に用いる情報	設計に必要な技術基準規則等の要求事項の明確化																																																	
3.3.2		技術基準規則等に対応するための設備・運用の抽出																																																	
3.3.3(1)*	7.3.3 設計開発の結果に係る情報	要求事項を満足する基本設計方針の作成																																																	
3.3.3(2)*	7.3.3 設計開発の結果に係る情報	適合性確認対象設備に必要な設計の実施																																																	
3.3.3(3)	7.3.5 設計開発の検証	基準適合性を確保するための設計の妥当性のチェック																																																	
3.3.4*	7.3.7 設計開発の変更の管理	設計対象の追加や変更時の対応																																																	
3.4.1*	7.3.3 設計開発の結果に係る情報 7.3.5 設計開発の検証	設工認を実現するための具体的な設計																																																	
3.4.2	—	適合性確認対象設備の工事の実施																																																	
3.5.1	—	適合性確認対象設備が、認可された設工認に記載された仕様及びプロセスのとおりであること、技術基準規則に適合していること																																																	
3.5.2	7.3 個別業務に必要プロセスの計画	適合性確認対象設備が、認可された設工認に記載された仕様及びプロセスのとおりであることを確認する計画と方法の決定																																																	
3.5.3	—	使用前事業者検査を実施する際の工程管理																																																	
3.5.4	—	主要な耐圧部の溶接部に係る使用前事業者検査を実施する際のプロセスの管理																																																	
3.5.5	7.3.6 設計開発の妥当性確認 8.2.4 機器等の検査等	適合性確認対象設備が、認可された設工認に記載された仕様及びプロセスのとおりであることを確認																																																	
3.6	7.4 調査 8.2.4 機器等の検査等	適合性確認に必要な、設計、工事及び検査に係る調査管理																																																	
		<p>3.3 設計に係る品質管理の方法</p> <p>設計を主管する箇所の長は、設工認における技術基準規則等への適合性を確保するための設計として、「要求事項の明確化」、「適合性確認対象設備の選定」、「基本設計方針の作成」及び「適合性を確保するための設計」、「設計のアウトプットに対する検証」の各段階を実施する。</p> <p>以下に各段階の活動内容を示す。</p>	<p>記載方針の相違</p> <p>記載表現の相違</p>																																																
		<p>3.3.1 適合性確認対象設備に対する要求事項の明確化</p> <p>設計を主管する箇所の長は、以下の事項により、設工認に必要な要求事項を明確にする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>「実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則（平成25年原子力規制委員会規則第5号）」（以</li> </ul>	<p>記載方針の相違</p> <p>記載表現の相違</p>																																																

赤字：設備、運用又は体制等の相違点  
 緑字：記載表現、設備名称等の相違（実質的な相違なし）  
 〇：前回提出時からの変更箇所

先行審査プラントの記載との比較表（VI-1-10-1 設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書）

大飯発電所第3号機（緊急時対策所）（2020/4/30版）	柏崎刈羽原子力発電所第7号機（2020/9/25版）	女川原子力発電所第2号機	備考
		<p>下「設置許可基準規則」という。）に適合しているとして許可された「女川原子力発電所発電用原子炉設置変更許可申請書」（以下「設置変更許可申請書」という。）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・設置許可基準規則</li> <li>・技術基準規則</li> </ul> <p>また、必要に応じて以下を参照する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・許可された設置変更許可申請書の添付書類</li> <li>・設置許可基準規則の解釈</li> <li>・技術基準規則の解釈</li> </ul>	<p>プラント名称の相違            （以下、プラント名称の差異理由の記載を省略）            記載方針の相違              記載表現の相違</p>
		<p>3.3.2 各条文の対応に必要な適合性確認対象設備の選定</p> <p>設計を主管する箇所の長は、適合性確認対象設備に対する技術基準規則等への適合性を確保するため、設置変更許可申請書に記載されている設備及び技術基準規則への対応に必要な設備（運用を含む。）を、実際に使用する際の系統又は構成で必要となる設備・運用を含めた適合性確認対象設備として以下に従って抽出する。</p> <p>適合性確認対象設備を明確にするため、設工認に関連する工事において追加・変更となる設備・運用のうち、設工認の対象となる設備・運用を、要求事項への適合性を確保するために実際に使用する際の系統・構成で必要となる設備・運用を考慮しつつ図3.3-1に示すフローに基づき抽出する。</p> <p>なお、本設工認においては、設工認対応チームが図3.3-2に示すフロー図に基づき抽出する。</p> <p>抽出した結果を様式-2(1/2)～(2/2)「設備リスト（例）」（以下「様式-2」という。）の該当する条文の設備等欄に整理するとともに、設備／運用、既設／新設／改造、追加要求事項に対して必須の設備・運用の有無、実用炉規則別表第二のうち、要目表に該当する設備の有無、既工認での記載の有無、実用炉規則／別表第二に関連する施設区分／設備区分／機器区分及び設置変更許可申請書添付八主要設備記載の有無等を明確にする。</p>	<p>記載表現の相違</p> <p>記載方針の相違            （プラントに関わる基本的な抽出フローをまず記載し、「本設工認」については、なお書きとして、設計プロジェクトチームが「再稼働設工認」としての抽出フローを用いて抽出する旨記載している。）</p> <p>記載方針の相違            （プラントに関わる基本的な設計プロセスを記載するとして、「設計基準対象施設」と「重大事故等対処設備」をまとめた記載としている。）</p>

赤字：設備、運用又は体制等の相違点  
 緑字：記載表現、設備名称等の相違（実質的な相違なし）  
 黄色背景：前回提出時からの変更箇所

先行審査プラントの記載との比較表（VI-1-10-1 設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書）

大飯発電所第3号機（緊急時対策所）（2020/4/30版）	柏崎刈羽原子力発電所第7号機（2020/9/25版）	女川原子力発電所第2号機	備考
		<pre> graph TD     A[実用発電用原子炉 及びその附属施設] --&gt; B[「実用発電用原子炉及びその附属 施設の技術基準に関する規制」への 適合要求]     A --&gt; C[「実用発電用原子炉及びその附属 施設の位置・構造及び設備の基準 に関する規制」への適合要求]     B -.-&gt; D{要求事項を満足するため に必要な構造等か}     C -.-&gt; D     D -- いいえ --&gt; E[適合性確認対象設備 (取上げの対象となる設備)]     D -- はい --&gt; F[自主管理設備等 (施設管理等により自主的に管理する設備)]   </pre>	<p>記載方針の相違        （プラントに関する基本的なプロセスとして、適合性確認対象設備抽出に関する基本フロー図を記載）</p>

図 3.3-1 適合性確認対象設備の抽出について (1)

赤字：設備、運用又は体制等の相違点  
 緑字：記載表現、設備名称等の相違（実質的な相違なし）  
 黄色：前回提出時からの変更箇所

先行審査プラントの記載との比較表（VI-1-10-1 設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書）

大飯発電所第3号機（緊急時対策所）（2020/4/30版）	柏崎刈羽原子力発電所第7号機（2020/9/25版）	女川原子力発電所第2号機	備考
<p>図 3.3-2 適合性確認対象設備の抽出について (2)</p>			<p>記載方針の相違          （本設工認として、再稼働設工認としての抽出フロー図を記載）</p>
<p>3.3.3 設工認における設計及び設計のアウトプットに対する検証          設計を主管する箇所の長は、適合性確認対象設備の技術基準規則等への適合性を確保するための設計を以下のとおり実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>「設計1」として、技術基準規則等の適合性確認対象設備に必要な要求事項を基に、必要な設計を漏れなく実施するための基本設計方針を明確化する。</li> <li>「設計2」として、「設計1」の結果を用いて適合性確認対象設備に必要な詳細設計を実施する。</li> <li>「設計1」及び「設計2」の結果を用いて、設工認に必要な書類等を作成する。</li> <li>「設計のアウトプットに対する検証」として、「設計1」及び「設計2」の結果について、検証を実施する。</li> </ul> <p>これらの具体的な活動を以下のとおり実施する。</p>			<p>記載表現の相違</p>
<p>(1) 基本設計方針の作成（設計1）          設計を主管する箇所の長は、様式-2で整理した適合性確認対象</p>			<p>記載表現の相違</p>

赤字：設備、運用又は体制等の相違点  
 緑字：記載表現、設備名称等の相違（実質的な相違なし）  
 黄色：前回提出時からの変更箇所

先行審査プラントの記載との比較表（VI-1-10-1 設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書）

大飯発電所第3号機（緊急時対策所）（2020/4/30版）	柏崎刈羽原子力発電所第7号機（2020/9/25版）	女川原子力発電所第2号機	備考
		<p>設備に対する詳細設計を「設計2」で実施するに先立ち、技術基準規則等の適合性確認対象設備に必要な要求事項に対する設計を漏れなく実施するために、以下により適合性確認対象設備ごとに適用される技術基準規則の条項号を明確にするとともに、技術基準規則の条文ごとに各条文に関連する要求事項を用いて設計項目を明確にした基本設計方針を作成する。</p> <p>なお、本設工認では、本項については「設計を主管する箇所の長」を「設工認対応チームの各チーム管理者」と読み替える。</p> <p>a. 適合性確認対象設備と適用条文の整理        設計を主管する箇所の長は、適合性確認対象設備の技術基準規則への適合に必要な設計を確実に実施するため、以下により、適合性確認対象設備ごとに適用される技術基準規則の条文を明確にする。</p> <p>(a) 技術基準規則の条文ごとに各施設との関係を明確にし、明確にした結果とその理由を、様式-3「技術基準規則の各条文と各施設における適用要否の考え方（例）」（以下「様式-3」という。）の「適用要否判断」欄及び「理由」欄に取りまとめる。</p> <p>(b) 様式-3に取りまとめた結果を、様式-4(1/2)～(2/2)「施設と条文の対比一覧表（例）」（以下「様式-4」という。）の該当箇所の星取りにて取りまとめることにより、施設ごとに適用される技術基準規則の条文を明確にする。</p> <p>(c) 様式-2で明確にした適合性確認対象設備を実用炉規則別表第二の設備区分ごとに、様式-5「設工認添付書類星取表（例）」（以下「様式-5」という。）で機器として整理する。</p> <p>また、様式-4で取りまとめた結果を用いて、設備ごとに適用される技術基準規則の条番号を明確にし、技術基準規則の各条番号と設工認との関連性を含めて、様式-5で整理する。</p>	<p>記載方針の相違        （本設工認における特殊事情（設計プロジェクト体制）について記載）</p> <p>記載表現の相違</p> <p>記載表現の相違        様式の相違        （女川は、様式-5に統合して整理している。）</p> <p>記載表現の相違</p> <p>様式の相違</p>

赤字：設備、運用又は体制等の相違点  
 緑字：記載表現、設備名称等の相違（実質的な相違なし）  
 黄色：前回提出時からの変更箇所

先行審査プラントの記載との比較表（VI-1-10-1 設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書）

大飯発電所第3号機（緊急時対策所）（2020/4/30版）	柏崎刈羽原子力発電所第7号機（2020/9/25版）	女川原子力発電所第2号機	備考
		<p>b. 技術基準規則条文ごとの基本設計方針の作成</p> <p>設計を主管する箇所の長は、以下により、技術基準規則等の適合性確認対象設備に必要な要求事項を具体化し、漏れなく適用していくための基本設計方針を技術基準規則の条文ごとに作成する。</p> <p>なお、基本設計方針の作成に当たっての統一的な考え方を添付2「技術基準規則ごとの基本設計方針の作成に当たっての基本的な考え方」に示す。</p> <p>(a) 様式-7「要求事項との対比表（例）」（以下「様式-7」という。）に、基本設計方針の作成に必要な情報として、技術基準規則の各条文及びその解釈、並びに関係する設置変更許可申請書本文及びその添付書類に記載されている内容を原文のまま引用し、その内容を見ながら、設計すべき項目を基本設計方針として漏れなく作成する。</p> <p>(b) 基本設計方針の作成にあわせて、基本設計方針として記載する事項及びそれらの適合性の考え方（理由）、基本設計方針として記載しない場合の考え方、並びに詳細な検討が必要な事項として含めるべき実用炉規則別表第二に示された添付書類との関係を明確にし、それらを様式-6「各条文の設計の考え方（例）」（以下「様式-6」という。）に取りまとめる。</p> <p>(c) (a)及び(b)で作成した条文ごとの基本設計方針を整理した様式-7及び基本設計方針作成時の考え方を整理した様式-6、並びに各施設に適用される技術基準規則の条文を明確にした様式-4を用いて、施設ごとの基本設計方針を作成する。</p> <p>(d) 作成した基本設計方針を基に、抽出した適合性確認対象設備に対する耐震重要度分類、機器クラス、兼用する際の登録の考え方及び当該適合性確認対象設備に必要な設工認申請書の添付書類との関連性を様式-5で明確にする。</p>	<p>記載表現の相違</p> <p>記載表現の相違</p>
		<p>(2) 適合性確認対象設備の各条文への適合性を確保するための設計（設計2）</p> <p>設計を主管する箇所の長は、様式-2で整理した適合性確認対象設備に対し、変更があった要求事項への適合性を確保するための詳細設計を、「設計1」の結果を用いて実施する。</p> <p>なお、本設工認では、本項については「設計を主管する箇所の長」を「設工認対応チームの各チーム管理者」と読み替える。</p>	<p>記載方針の相違</p> <p>記載方針の相違 （本設工認における特殊</p>



赤字：設備、運用又は体制等の相違点  
 緑字：記載表現、設備名称等の相違（実質的な相違なし）  
 黄色：前回提出時からの変更箇所

先行審査プラントの記載との比較表 (VI-1-10-1 設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書)

大飯発電所第3号機（緊急時対策所）（2020/4/30版）	柏崎刈羽原子力発電所第7号機（2020/9/25版）	女川原子力発電所第2号機	備考
		<p>a. 基本設計方針の整理</p> <p>設計を主管する箇所の長は、基本設計方針（「3.3.3(1) 基本設計方針の作成（設計1）」参照）に基づく設計の実施に先立ち、基本設計方針に従った設計を漏れなく実施するため、基本設計方針の内容を以下の流れで分類し、技術基準規則への適合性の確保が必要な要求事項を整理する。</p> <p>(a) 条文ごとに作成した基本設計方針を設計項目となるまとまりごとに整理する。</p> <p>(b) 整理した設計方針を分類するためのキーワードを抽出する。</p> <p>(c) 抽出したキーワードを基に要求事項を表3.3-1に示す要求種別に分類する。</p> <p>(d) 分類した結果を、設計項目となるまとまりごとに、様式-8「基準適合性を確保するための設計結果と適合性確認状況一覧表（例）」（以下「様式-8」という。）の「基本設計方針」欄に整理する。</p> <p>(e) 設工認の設計に不要な以下の基本設計方針を、様式-8の該当する基本設計方針に網掛けすることにより区別し、設計が必要な要求事項に変更があった条文に対応した基本設計方針を明確にする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・定義（基本設計方針で使用されている用語の説明）</li> <li>・冒頭宣言（設計項目となるまとまりごとの概要を示し、冒頭宣言以降の基本設計方針で具体的な設計項目が示されているもの）</li> <li>・規制要求に変更のない既設設備に適用される基本設計方針（既設設備のうち、過去に当該要求事項に対応するための設計が行われており、様式-4及び様式-5で従来の技術基準規則から変更がないとした条文に対応した基本設計方針）</li> <li>・適合性確認対象設備に適用されない基本設計方針（当該適合性確認対象設備に適用されず、設計が不要となる基本設計方針）</li> </ul>	<p>事情（設計プロジェクト体制）について記載</p> <p>記載表現の相違          様式の相違</p>
		<p>b. 適合性確認対象設備の各条文への適合性を確保するための設計（対象設備の仕様を含む）</p> <p>設計を主管する箇所の長は、適合性確認対象設備を技術基準規則に適合したものとするために、以下により、必要な詳細設計を実施する。</p> <p>また、具体的な設計の流れを図3.3-3に示す。</p>	<p>記載表現の相違</p>

赤字：設備、運用又は体制等の相違点  
 緑字：記載表現、設備名称等の相違（実質的な相違なし）  
 〇：前回提出時からの変更箇所

先行審査プラントの記載との比較表（VI-1-10-1 設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書）

大飯発電所第3号機（緊急時対策所）（2020/4/30版）	柏崎刈羽原子力発電所第7号機（2020/9/25版）	女川原子力発電所第2号機	備考
		<p>(a) 表3.3-1に示す「要求種別」ごとの「主な設計事項」に示す内容について、「3.7.1 文書及び記録の管理」で管理されている設備図書や「3.6 設工認における調達管理の方法」に従った供給者からの業務報告書等の記録をインプットとして、基本設計方針に対し、必要な詳細設計の方針（要求機能、性能目標、防護方針等を含む）を定め、適合性確認対象設備が、技術基準規則等の設計要求事項への適合性を確保するための詳細設計を実施する。</p> <p>(b) 様式-6で明確にした、詳細な検討を必要とした事項を含めて詳細設計を実施するとともに、以下に該当する場合は、その内容に従った詳細設計を実施する。</p> <p>イ. 評価（解析を含む）を行う場合          詳細設計として評価（解析を含む）を実施する場合は、基本設計方針を基に詳細な評価方針及び評価方法を定めた上で、評価を実施する。          また、評価の実施において、解析を行う場合は、「3.3.3(2)c. 詳細設計の品質を確保する上で重要な活動の管理」に基づく管理により品質を確保する。</p> <p>ロ. 複数の機能を兼用する設備の設計を行う場合          複数の機能（施設間を含む）を兼用する設備の設計を行う場合は、兼用するすべての機能を踏まえた設計を確実に実施するため、組織間の情報伝達を確実に実施し、兼用する機能ごとの系統構成を把握し、兼用する機能を集約した上で、兼用するすべての機能を満たすよう設計を実施する。</p> <p>ハ. 設備設計を他設備の設計に含めて設計を行う場合          設備設計を他設備の設計に含めて設計を行う場合は、設計が行われることを確実にするために、組織間の情報伝達を確実に実施し、設計をまとめて実施する側で複数の対象を考慮した設計を実施したのち、設計を委ねた側においても、その設計結果を確認する。</p> <p>ニ. 他号機と共用する設備の設計を行う場合          他号機と共用する設備の設計を行う場合は、設計が確実に行われることを確実にするため、組織間の情報伝達を確実に実施</p>	<p>記載表現の相違</p> <p>記載方針の相違          （プラントに関わる基本的な設計プロセスに関し記載することを考慮し、本内容については記載しない。）</p> <p>記載表現の相違</p> <p>記載方針の相違</p>

赤字：設備，運用又は体制等の相違点  
 緑字：記載表現，設備名称等の相違（実質的な相違なし）  
 黄色：前回提出時からの変更箇所

先行審査プラントの記載との比較表（VI-1-10-1 設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書）

大飯発電所第3号機（緊急時対策所）（2020/4/30版）	柏崎刈羽原子力発電所第7号機（2020/9/25版）	女川原子力発電所第2号機	備考																						
		<p>し、号機ごとの設計範囲を明確にし、必要な設計が確実に実行されるよう管理する。</p> <p>上記イ～ニの場合において、設計の妥当性を検証し、詳細設計方針を満たすことを確認するために検査・試験を実施しなければならない場合は、条件及び方法を定めた上で実施する。</p> <p>また、これらの設計として実施したプロセスを様式-1に取りまとめるとともに、設計結果を、様式-8の「設工認設計結果（要目表/設計方針）」欄に整理する。</p> <p>(c) 表3.3-1に示す要求種別のうち「運用要求」に分類された基本設計方針については、本店組織の保安規定の取りまとめを主管する箇所の長にて、保安規定に必要な対応を取りまとめる。</p>	<p>記載表現の相違</p> <p>記載方針の相違</p> <p>組織表現の相違</p>																						
		<p>表3.3-1 要求種別ごとの適合性の確保に必要なとなる主な設計事項とその妥当性を示すための記録との関係</p> <table border="1" data-bbox="1754 1083 2510 1965"> <thead> <tr> <th colspan="2">要求種別</th> <th>主な設計事項</th> <th>設計方針の妥当性を示す記録</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">設備</td> <td>設置要求</td> <td>必要となる機能・性能を有する設備の選定 設置変更許可申請書に記載した機能を持つために必要な設備の選定 配置設計</td> <td>・設計資料 ・設備図書（図面，構造図，仕様書）等</td> </tr> <tr> <td>系統構成</td> <td>目的とする機能・性能を実際に発揮させるために必要な具体的な系統構成・設備構成 設置変更許可申請書の記載を基にした，実際に使用する系統構成・設備構成の決定</td> <td>・設計資料 ・有効性評価結果（設置変更許可申請書での安全解析の結果を含む） ・系統図 ・設備図書（図面，構造図，仕様書）等</td> </tr> <tr> <td>機能要求</td> <td>目的とする機能・性能を実際に発揮させるために必要な設備の具体的な仕様 仕様設計 構造設計 強度設計（クラスに応じて） 耐震設計（クラスに応じて） 耐環境設計 配置設計</td> <td>・設計資料 ・設備図書（図面，構造図，仕様書） ・インターロック線図 ・算出根拠（計算式等） ・カタログ等</td> </tr> <tr> <td>評価要求</td> <td>対象設備が目的とする機能・性能を持つことを示すための方法とそれに基づく評価 仕様決定のための解析 条件設定のための解析 実証試験 技術基準規則に適合していることを確認のための解析</td> <td>・設計資料 ・解析計画（解析方針） ・業務報告書（解析結果） ・手計算結果等</td> </tr> <tr> <td>運用</td> <td>運用要求</td> <td>保安規定で定める必要がある運用方法とそれに基づく計画</td> <td>維持又は運用のための計画の作成</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table>	要求種別		主な設計事項	設計方針の妥当性を示す記録	設備	設置要求	必要となる機能・性能を有する設備の選定 設置変更許可申請書に記載した機能を持つために必要な設備の選定 配置設計	・設計資料 ・設備図書（図面，構造図，仕様書）等	系統構成	目的とする機能・性能を実際に発揮させるために必要な具体的な系統構成・設備構成 設置変更許可申請書の記載を基にした，実際に使用する系統構成・設備構成の決定	・設計資料 ・有効性評価結果（設置変更許可申請書での安全解析の結果を含む） ・系統図 ・設備図書（図面，構造図，仕様書）等	機能要求	目的とする機能・性能を実際に発揮させるために必要な設備の具体的な仕様 仕様設計 構造設計 強度設計（クラスに応じて） 耐震設計（クラスに応じて） 耐環境設計 配置設計	・設計資料 ・設備図書（図面，構造図，仕様書） ・インターロック線図 ・算出根拠（計算式等） ・カタログ等	評価要求	対象設備が目的とする機能・性能を持つことを示すための方法とそれに基づく評価 仕様決定のための解析 条件設定のための解析 実証試験 技術基準規則に適合していることを確認のための解析	・設計資料 ・解析計画（解析方針） ・業務報告書（解析結果） ・手計算結果等	運用	運用要求	保安規定で定める必要がある運用方法とそれに基づく計画	維持又は運用のための計画の作成	—	<p>記載表現の相違        （各社の社内文書に合わせた記載としている。）</p>
要求種別		主な設計事項	設計方針の妥当性を示す記録																						
設備	設置要求	必要となる機能・性能を有する設備の選定 設置変更許可申請書に記載した機能を持つために必要な設備の選定 配置設計	・設計資料 ・設備図書（図面，構造図，仕様書）等																						
	系統構成	目的とする機能・性能を実際に発揮させるために必要な具体的な系統構成・設備構成 設置変更許可申請書の記載を基にした，実際に使用する系統構成・設備構成の決定	・設計資料 ・有効性評価結果（設置変更許可申請書での安全解析の結果を含む） ・系統図 ・設備図書（図面，構造図，仕様書）等																						
	機能要求	目的とする機能・性能を実際に発揮させるために必要な設備の具体的な仕様 仕様設計 構造設計 強度設計（クラスに応じて） 耐震設計（クラスに応じて） 耐環境設計 配置設計	・設計資料 ・設備図書（図面，構造図，仕様書） ・インターロック線図 ・算出根拠（計算式等） ・カタログ等																						
	評価要求	対象設備が目的とする機能・性能を持つことを示すための方法とそれに基づく評価 仕様決定のための解析 条件設定のための解析 実証試験 技術基準規則に適合していることを確認のための解析	・設計資料 ・解析計画（解析方針） ・業務報告書（解析結果） ・手計算結果等																						
運用	運用要求	保安規定で定める必要がある運用方法とそれに基づく計画	維持又は運用のための計画の作成	—																					

赤字：設備、運用又は体制等の相違点  
 緑字：記載表現、設備名称等の相違（実質的な相違なし）  
 黄色：前回提出時からの変更箇所

先行審査プラントの記載との比較表（VI-1-10-1 設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書）

大飯発電所第3号機（緊急時対策所）（2020/4/30版）	柏崎刈羽原子力発電所第7号機（2020/9/25版）	女川原子力発電所第2号機	備考
<p style="text-align: center;">図 3.3-3 主要な設備の設計</p>			<p>記載表現の相違</p>
<p>c. 詳細設計の品質を確保する上で重要な活動の管理          設計を主管する箇所の長は、詳細設計の品質を確保する上で重要な活動となる、「調達による解析」及び「手計算による自社解析」について、以下の活動を実施し、品質を確保する。</p>			
<p>(a) 調達による解析の管理          基本設計方針に基づく詳細設計で解析を実施する場合は、解析結果の品質を確保するため、設工認品質管理計画に基づく品質保証活動を行う上で、特に以下の点に配慮した活動を実施し、品質</p>			